

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（国外財産調書及び財産債務調書関係）の取扱い
（別 紙）

新 旧 対 照 表

（注）下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（国外財産調書及び財産債務調書関係）の取扱い	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（国外財産調書及び財産債務調書関係）の取扱い
用語の意義（省 略）	用語の意義（同 左）
第 2 条（定義）関係（省 略）	第 2 条（定義）関係（同 左）
第 5 条（国外財産調書の提出）関係（省 略）	第 5 条（国外財産調書の提出）関係（同 左）
第 6 条（国外財産に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例）関係 6－3（重要なものの記載が不十分であると認められる場合） 6－4（法第 6 条第 1 項及び第 3 項の適用の判断の基となる国外財産調書） 6－4 の 2（相続国外財産を有する者の責めに帰すべき事由がない場合） 6－6（居住者の責めに帰すべき事由がない場合） 6－7（国外財産に関する書類の提示又は提出がなかった場合の過少申告加算税等の特例の対象となる国外財産の単位） 6－8（法第 6 条第 7 項の規定により読み替えられた同条第 3 項の「修正申告等の基因となる相続国外財産についての記載がない場合」の範囲）	第 6 条（国外財産に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例）関係 6－3（重要なものの記載が不十分であると認められるとき） 6－4（法第 6 条第 1 項及び第 2 項の適用の判断の基となる国外財産調書） （新 設） （新 設） （新 設） （新 設）
第 6 条の 2（財産債務調書の提出）関係（省 略）	第 6 条の 2（財産債務調書の提出）関係（同 左）
第 6 条の 3（財産債務に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例）関係（省 略）	第 6 条の 3（財産債務に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例）関係（同 左）

改 正 後	改 正 前
6の3-3（重要なものの記載が不十分であると認められる場合） 6の3-4の2（相続財産債務を有する者の責めに帰すべき事由がない場合） 表1（国外財産調書合計表） 表2（財産債務調書合計表） 附則 第2条（定義）関係（省 略） 第5条（国外財産調書の提出）関係 （有価証券等の取得価額の例示） 5-9の2 規則別表第一に規定する（六）から（九）までの財産の区分に該当する財産（規則別表第一備考四に規定する特定有価証券に該当する有価証券を除く。）が、法第6条の2第3項の規定により同条第1項に規定する財産債務調書への記載を要しない財産である場合には、国外財産調書にその財産の取得価額を記載することとなるのであるが、その取得価額は、財産の区分に応じ、例えば次に掲げる方法により算定することができる。 (1) 規則別表第一（六）に掲げる財産（有価証券）又は（七）に掲げる財産（匿名組合契約の出資の持分）については、次の価額。 イ 金銭の払込み又は購入により取得した場合には、当該財産を取得したときに支払った金銭の額又は購入の対価のほか、購入手数料など当該財産を取得するために要した費用を含めた価額。 ロ 相続（限定承認を除く。）、遺贈（包括遺贈のうち限定承認を除く。）又は贈与により取得した場合には、被相続人、遺贈者又は贈与者の取得価額を引き継いだ価額。 ハ イ、ロその他合理的な方法により算出することが困難である場合には、次の価額。	6の3-3（重要なものの記載が不十分であると認められるとき） （新 設） 表1（国外財産調書合計表） 表2（財産債務調書合計表） 附則 第2条（定義）関係（同 左） 第5条（国外財産調書の提出）関係 （有価証券等の取得価額の例示） 5-9の2 規則別表第一に規定する（六）から（九）までの財産の区分に該当する財産（規則別表第一備考四に規定する特定有価証券に該当する有価証券を除く。）が、法第6条の2第2項の規定により同条第1項に規定する財産債務調書への記載を要しない財産である場合には、国外財産調書にその財産の取得価額を記載することとなるのであるが、その取得価額は、財産の区分に応じ、例えば次に掲げる方法により算定することができる。 (1) 規則別表第一（六）に掲げる財産（有価証券）又は（七）に掲げる財産（匿名組合契約の出資の持分）については、次の価額。 イ 金銭の払込み又は購入により取得した場合には、当該財産を取得したときに支払った金銭の額又は購入の対価のほか、購入手数料など当該財産を取得するために要した費用を含めた価額。 ロ 相続（限定承認を除く。）、遺贈（包括遺贈のうち限定承認を除く。）又は贈与により取得した場合には、被相続人、遺贈者又は贈与者の取得価額を引き継いだ価額。 ハ イ、ロその他合理的な方法により算出することが困難である場合には、次の価額。

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（国外財産調書及び財産債務調書関係）の取扱い

改 正 後	改 正 前
(イ) 当該財産に額面金額がある場合には、その額面金額。 (ロ) その年の 12 月 31 日における当該財産の価額の 100 分の 5 に相当する価額。 (2) 規則別表第一（八）に掲げる財産（未決済信用取引等に係る権利）又は（九）に掲げる財産（未決済デリバティブ取引に係る権利）について、当該財産のその年の 12 月 31 日における価額を 5－8(7)又は(8)に掲げる方法より算出した価額により記載する場合にはゼロ。	(イ) 当該財産に額面金額がある場合には、その額面金額。 (ロ) その年の 12 月 31 日における当該財産の価額の 100 分の 5 に相当する価額。 (2) 規則別表第一（八）に掲げる財産（未決済信用取引等に係る権利）又は（九）に掲げる財産（未決済デリバティブ取引に係る権利）について、当該財産のその年の 12 月 31 日における価額を 5－8(7)又は(8)に掲げる方法より算出した価額により記載する場合にはゼロ。
第 6 条（国外財産に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例）関係（国外財産に基因して生ずる所得に該当しないもの） 6－2 人的役務の提供に係る対価及び俸給、給料、賃金、歳費、賞与又はこれらの性質を有する給与その他の人的役務の提供に対する報酬（株式を無償又は有利な価額で取得することができる権利その他これに類する権利の行使による経済的利益を除く。）については、法第 6 条第 1 項に規定する「国外財産に関して生ずる所得で政令で定めるもの」に該当しないため、同項及び同条第 3 項の規定は適用されないことに留意する。 （重要なものの記載が不十分であると認められる場合） 6－3 法第 6 条第 3 項第 2 号に規定する「記載すべき事項のうち重要なものの記載が不十分であると認められる場合」とは、規則第 12 条第 1 項の規定により国外財産調書に記載すべき事項（以下この項において「記載事項」という。）について誤りがあり、又は記載事項の一部が欠けていることにより、所得の基因となる国外財産の特定が困難である場合をいう。 （法第 6 条第 1 項及び第 3 項の適用の判断の基となる国外財産調書） 6－4 法第 6 条第 1 項及び第 3 項の規定の適用は、同条第 2 項若しくは第 4 項各号又は令第 12 条第 1 項に規定する国外財産調書により判定する	第 6 条（国外財産に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例）関係（国外財産に基因して生ずる所得に該当しないもの） 6－2 人的役務の提供に係る対価及び俸給、給料、賃金、歳費、賞与又はこれらの性質を有する給与その他の人的役務の提供に対する報酬（株式を無償又は有利な価額で取得することができる権利その他これに類する権利の行使による経済的利益を除く。）については、法第 6 条第 1 項に規定する「国外財産に関して生ずる所得で政令で定めるもの」に該当しないため、同項及び同条第 2 項の規定は適用されないことに留意する。 （重要なものの記載が不十分であると認められるとき） 6－3 法第 6 条第 2 項に規定する「国外財産調書に記載すべき事項のうち重要なものの記載が不十分であると認められるとき」とは、規則第 12 条第 1 項に規定する記載事項について誤りがあり、又は記載事項の一部が欠けていることにより、所得の基因となる国外財産の特定が困難である場合をいう。 （法第 6 条第 1 項及び第 2 項の適用の判断の基となる国外財産調書） 6－4 法第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定の適用は、同条第 3 項各号又は令第 12 条第 1 項に規定する国外財産調書により判定するのであるから、

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（国外財産調書及び財産債務調書関係）の取扱い

改 正 後	改 正 前
のであるから、これらの規定に規定する国外財産調書以外の国外財産調書に法第6条第1項に規定する「当該修正申告等の基因となる国外財産」の記載があった場合でも、同条第3項第2号の「記載がない場合」に該当することに留意する。 <u>（相続国外財産を有する者の責めに帰すべき事由がない場合）</u> <u>6－4の2</u> 法第6条第3項各号に規定する「相続国外財産を有する者の責めに帰すべき事由がない場合」とは、例えば、国外財産調書の提出義務者又は当該提出義務者以外の者で国外財産調書に記載すべき相続国外財産（法第5条第2項に規定する相続国外財産をいう。以下この項及び6－8において同じ。）に関する書類を保有する者が、災害があったこと、又は病気による入院をしたこと等により、国外財産調書の記載又はその提出が困難であると認められる場合などのほか、相続国外財産の内容、管理状況その他の客観的な事実に基づき、相続人が相続国外財産の存在を知り得ることが困難であると認められる場合が該当する。 なお、この相続国外財産の存在を知り得ることが困難であると認められる場合とは、相続人が通常考えられる財産調査を尽くした事実があるものの、被相続人が生前に一部の相続人しか知り得ない方法により財産を管理しており、その一部の相続人から知らされていなかったことにより、国外財産調書の提出期限において、その相続国外財産の存在を他の相続人が知らなかった場合などをいう。 <u>（国外財産調書の提出を要しない者から提出された国外財産調書の取扱い）</u> <u>6－5</u> 提出された国外財産調書に記載された国外財産の価額によれば法第5条第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による国外財産調書の提出を要しない者から提出された国外財産調書は、法第6条第2項若しくは第4項又は令第12条第1項各号に規定する国外財産調書に該当しないことに留意する。	これらの国外財産調書以外の国外財産調書に法第6条第1項に規定する「当該修正申告等の基因となる国外財産」の記載があった場合でも、同条第2項の「記載がないとき」に該当することに留意する。 <u>（新 設）</u> <u>（国外財産調書の提出を要しない者から提出された国外財産調書の取扱い）</u> <u>6－5</u> 提出された国外財産調書に記載された国外財産の価額によれば法第5条第1項の規定による国外財産調書の提出を要しない者から提出された国外財産調書は、法第6条第3項各号又は令第12条第1項に規定する国外財産調書に該当しないことに留意する。

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（国外財産調書及び財産債務調書関係）の取扱い

改 正 後	改 正 前
<u>（居住者の責めに帰すべき事由がない場合）</u> <u>6－6</u> <u>法第6条第7項に規定する「居住者の責めに帰すべき事由がない場合」とは、例えば、同項の居住者が調査において国外財産調書に記載すべき国外財産の取得、運用又は処分に係る書類の提示又は提出を求められた後に、当該居住者又は書類所有者（当該居住者以外の者で当該書類を保有する者をいう。以下この項において同じ。）が、災害があったこと、又は病気による入院をしたこと等により、指定された期限までにその提示又は提出をすることができない場合などのほか、当該書類保有者に当該書類の取寄せを依頼しても、当該書類の収集に相当な困難を伴うことが判明した場合をいう。</u> <u>なお、当該書類の収集に相当な困難を伴うことが判明した場合とは、次に掲げる場合など、当該居住者が通常取り得る手段を用いても入手できないことが客観的に確認することができる場合をいう。</u> <u>(1) 当該書類所有者が所在する国の国内法の規定により、当該書類の取得が困難である場合</u> <u>(2) 当該書類について、法令等の規定により保存すべき期間が徒過している場合</u> <u>(3) 当該書類所有者が所在不明となっている場合</u> <u>(4) 当該居住者が当該書類所有者から当該書類の提出を拒否された場合</u> <u>（注） 当該居住者と当該書類所有者との間に支配関係や親族関係その他の特殊の関係がある場合、当該居住者が当該書類所有者の事業の方針の全部又は一部につき実質的に決定できる関係がある場合などには、基本的に書類の収集に相当な困難を伴うこととは言えないことに留意する。</u>	<u>（新 設）</u>
<u>（国外財産に関する書類の提示又は提出がなかった場合の過少申告加算税等の特例の対象となる国外財産の単位）</u> <u>6－7</u> <u>法第6条第1項又は第3項の規定の適用に当たっては、令第11条の規定により、修正申告等（法第6条第1項に規定する修正申告等をい</u>	<u>（新 設）</u>

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（国外財産調書及び財産債務調書関係）の取扱い

改 正 後	改 正 前
う。以下 6－8 において同じ。）の基因となる国外財産についての国外財産調書への記載の有無は、一の国外財産ごとに判定することとされているが、法第 6 条第 7 項の適用に当たっても、国外財産調書に記載すべき国外財産の取得、運用又は処分に係る一定の書類の提示又は提出の有無は、一の国外財産ごとに判定することに留意する。 <u>（法第 6 条第 7 項の規定により読み替えられた同条第 3 項の「修正申告等の基因となる相続国外財産についての記載がない場合」の範囲）</u> 6－8 法第 6 条第 7 項第 2 号の規定により読み替えられた同条第 3 項の「第 2 号に掲げる場合のうち同号の国外財産調書に記載すべき当該修正申告等の基因となる相続国外財産について記載がない場合」には、当該国外財産調書に当該修正申告等の基因となる相続国外財産について記載すべき事項のうち重要なものの記載が不十分であると認められる場合が含まれることに留意する。 第 6 条の 2（財産債務調書の提出）関係 （規則別表第三（六）、（十一）、（十四）、（十五）の財産の例示） 6 の 2－2 (1) 次に掲げる財産は、規則別表第三に規定する「（六） 有価証券」に該当する。 イ 質権又は譲渡担保の対象となっている有価証券 ロ 規則第 12 条第 2 項に規定する「株式に関する権利（株式を無償又は有利な価額で取得することができる権利その他これに類する権利を含む。）」のうち新株予約権 （注） 規則第 12 条第 2 項括弧書に規定する「株式を無償又は有利な価額で取得することができる権利」のうちその年の 12 月 31 日が権利行使可能期間内に存しないものについては、財産債務調書への記載を要しないことに留意する。 また、「その他これに類する権利」には、株主となる権利、株式の割当てを受ける権利、株式無償交付期待権が含まれる。	<u>（新 設）</u> 第 6 条の 2（財産債務調書の提出）関係 （規則別表第三（六）、（十一）、（十四）、（十五）の財産の例示） 6 の 2－2 (1) 次に掲げる財産は、規則別表第三に規定する「（六） 有価証券」に該当する。 イ 質権又は譲渡担保の対象となっている有価証券 ロ 規則第 12 条第 2 項に規定する「株式に関する権利（株式を無償又は有利な価額で取得することができる権利その他これに類する権利を含む。）」のうち新株予約権 （注） 規則第 12 条第 2 項括弧書に規定する「株式を無償又は有利な価額で取得することができる権利」のうちその年の 12 月 31 日が権利行使可能期間内に存しないものについては、財産債務調書への記載を要しないことに留意する。 また、「その他これに類する権利」には、株主となる権利、株式の割当てを受ける権利、株式無償交付期待権が含まれる。

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（国外財産調書及び財産債務調書関係）の取扱い

改 正 後	改 正 前
(2) 次に掲げる財産は、規則別表第三に規定する「(十一) 未収入金（受取手形を含む。）」に該当する。 イ 売掛金 ロ その年の12月31日において既に弁済期が到来しているもので、同日においてまだ収入していないもの（未収法定果実、保険金、退職手当金等） (3) 次に掲げる財産は、規則別表第三に規定する「(十四) (四)、(十二)及び(十三)に掲げる財産以外の動産」に該当する。 イ 所得税法施行令第3条《棚卸資産の範囲》に掲げる財産 ロ 家財（規則別表第三に規定する「(十二) 書画骨とう及び美術工芸品」及び「(十三) 貴金属類」を除く。） (注) 貴金属類のうち、いわゆる装身具として用いられるものは、その用途が事業用であるものを除き、家財として取り扱って差し支えない。 ハ 所得税法施行令第6条第3号から第7号まで《減価償却資産の範囲》に掲げる財産 (4) 次に掲げる財産は、規則別表第三に規定する「(十五) その他の財産」に該当する。 イ 規則第12条第2項に規定する「保険（共済を含む。）の契約に関する権利」 (注) 規則第12条第2項に規定する「保険（共済を含む。）の契約に関する権利」の意義については、5－5(1)参照。 ロ 規則第12条第3項第1号に規定する「預託金又は委託証拠金その他の保証金」 (注) 規則第12条第3項第1号に規定する「預託金」の意義については、5－6(1)参照。 ハ 規則第12条第3項第3号に規定する「民法第667条第1項に規定する組合契約」又はこれに類する契約に基づく出資 (注) 規則第12条第3項第3号に規定する「その他これらに類する契約に基づく出資」の意義については、5－6(2)参照。 ニ 規則第12条第3項第4号に規定する「信託に関する権利」 (注) 規則第12条第3項第4号に規定する「信託に関する権利」	(2) 次に掲げる財産は、規則別表第三に規定する「(十一) 未収入金（受取手形を含む。）」に該当する。 イ 売掛金 ロ その年の12月31日において既に弁済期が到来しているもので、同日においてまだ収入していないもの（未収法定果実、保険金、退職手当金等） (3) 次に掲げる財産は、規則別表第三に規定する「(十四) (四)、(十二)及び(十三)に掲げる財産以外の動産」に該当する。 イ 所得税法施行令第3条《棚卸資産の範囲》に掲げる財産 ロ 家財（規則別表第三に規定する「(十二) 書画骨とう及び美術工芸品」及び「(十三) 貴金属類」を除く。） (注) 貴金属類のうち、いわゆる装身具として用いられるものは、その用途が事業用であるものを除き、家財として取り扱って差し支えない。 ハ 所得税法施行令第6条第3号から第7号まで《減価償却資産の範囲》に掲げる財産 (4) 次に掲げる財産は、規則別表第三に規定する「(十五) その他の財産」に該当する。 イ 規則第12条第2項に規定する「保険（共済を含む。）の契約に関する権利」 (注) 規則第12条第2項に規定する「保険（共済を含む。）の契約に関する権利」の意義については、5－5(1)参照。 ロ 規則第12条第3項第1号に規定する「預託金又は委託証拠金その他の保証金」 (注) 規則第12条第3項第1号に規定する「預託金」の意義については、5－6(1)参照。 ハ 規則第12条第3項第3号に規定する「民法第667条第1項に規定する組合契約」又はこれに類する契約に基づく出資 (注) 規則第12条第3項第3号に規定する「その他これらに類する契約に基づく出資」の意義については、5－6(2)参照。 ニ 規則第12条第3項第4号に規定する「信託に関する権利」 (注) 規則第12条第3項第4号に規定する「信託に関する権利」

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（国外財産調書及び財産債務調書関係）の取扱い

改 正 後	改 正 前
の意義については、５－６(3)参照。 ホ 規則第13条第3号に規定する「特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権又は著作権その他これらに類するもの」 ヘ 財産的価値のある暗号資産（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第2条第5項に規定する「暗号資産」等） 第6条の3（財産債務に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例）関係 （重要なものの記載が不十分であると認められる場合） 6の3－3 法第6条の3第2項第2号に規定する「記載すべき事項のうち重要なものの記載が不十分であると認められる場合」とは、規則第15条第1項の規定により財産債務調書に記載すべき事項（以下この項において「記載事項」という。）について誤りがあり、又は記載事項の一部が欠けていることにより、所得の基因となる財産債務の特定が困難である場合をいう。 （法第6条の3第1項及び第2項の適用の判断の基となる財産債務調書） 6の3－4 法第6条の3第1項及び第2項の規定の適用は、同条第1項において準用する法第6条第2項若しくは法第6条の3第2項において準用する法第6条第4項又は令第12条の4において準用する令第12条第1項各号に規定する財産債務調書により判定するのであるから、これらの規定に規定する財産債務調書以外の財産債務調書に法第6条の3第1項に規定する「当該修正申告等の基因となる財産又は債務」の記載があった場合でも、同条第2項第2号の「記載がない場合」に該当することに留意する。 <u>（相続財産債務を有する者の責めに帰すべき事由がない場合）</u> 6の3－4の2 法第6条の3第2項各号に規定する「相続財産債務を有する者の責	の意義については、５－６(3)参照。 ホ 規則第13条第3号に規定する「特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権又は著作権その他これらに類するもの」 ヘ 財産的価値のある仮想通貨（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第2条第5項に規定する「仮想通貨」等） 第6条の3（財産債務に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例）関係 （重要なものの記載が不十分であると認められるとき） 6の3－3 法第6条の3第2項に規定する「財産債務調書に記載すべき事項のうち重要なものの記載が不十分であると認められるとき」とは、規則第15条第1項に規定する記載事項について誤りがあり、又は記載事項の一部が欠けていることにより、所得の基因となる財産債務の特定が困難である場合をいう。 （法第6条の3第1項及び第2項の適用の判断の基となる財産債務調書） 6の3－4 法第6条の3第1項及び第2項の規定の適用は、<u>法第6条の3第3項</u>において準用する法第6条第3項又は令第12条の4において準用する令第12条第1項の規定が適用される財産債務調書により判定するのであるから、これらの財産債務調書以外の財産債務調書に法第6条の3第1項に規定する「当該修正申告等の基因となる財産又は債務」の記載があった場合でも、同条第2項の「記載がないとき」に該当することに留意する。 <u>（新 設）</u>

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（国外財産調書及び財産債務調書関係）の取扱い

改 正 後	改 正 前
<u>めに帰すべき事由がない場合」とは、例えば、財産債務調書の提出義務者又は当該提出義務者以外の者で財産債務調書に記載すべき相続財産債務（法第6条の2第2項に規定する相続財産債務をいう。以下この項において同じ。）に関する書類を保有する者が、災害があったこと、又は病気による入院をしたこと等により、財産債務調書の記載又はその提出が困難であると認められる場合などのほか、相続財産債務の内容、管理状況その他の客観的な事実に基づき、相続人が相続財産債務の存在を知り得ることが困難であると認められる場合が該当する。</u> <u>なお、この相続財産債務の存在を知り得ることが困難であると認められる場合とは、相続人が通常考えられる財産調査を尽くした事実があるものの、被相続人が生前に一部の相続人しか知り得ない方法により財産を管理しており、その一部の相続人から知らされていなかったことにより、財産債務調書の提出期限において、その相続財産債務の存在を他の相続人が知らなかった場合などをいう。</u> （財産債務調書の提出を要しない者から提出された財産債務調書の取扱い） 6の3－5 提出された財産債務調書に記載された財産の価額によれば法第6条の2第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による財産債務調書の提出を要しない者から提出された財産債務調書は、法第6条の3第1項において準用する法第6条第2項及び法第6条の3第2項において準用する法第6条第4項（第1項に係る部分に限る。）又は令第12条の4において準用する令第12条第1項の規定が適用される財産債務調書に該当しないことに留意する。	（財産債務調書の提出を要しない者から提出された財産債務調書の取扱い） 6の3－5 提出された財産債務調書に記載された財産の価額によれば法第6条の2の規定による財産債務調書の提出を要しない者から提出された財産債務調書は、法第6条の3第3項において準用する法第6条第3項又は令12条の4において準用する令第12条第1項の規定が適用される財産債務調書に該当しないことに留意する。

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（国外財産調書及び財産債務調書関係）の取扱い

改正後

表1（国外財産調書合計表）

税務署長
年 月 日

令和 年 2 月 3 日分 国外財産調書合計表

住所
又は
事業所
事務所
等

個人番号
フリガナ
氏名
性別
職業
電話番号
（自宅・勤務先・携帯）
出生年月日
整理番号

提出用 平成二十八年十二月三十一日分以降用 ※特定有価証券等に該当する有価証券は①欄に記載し、⑤欄から⑨欄への記載は要しません。

財産の区分	価額又は取得価額	財産の区分	価額又は取得価額
土地①		未決済デリバティブ取引に係る権利⑫	
建物②		取得価額⑫	
山林③		貸付金⑬	
現金④		未収入金⑭	
預貯金⑤		書画骨とう美術工芸品⑮	
有価証券 上場株式⑥		貴金属類⑯	
取得価額⑦		動産⑰	
特定有価証券 非上場株式⑧		（⑰、⑱、⑳以外） 保険の契約に関する権利 株式に関する権利⑱	
取得価額⑨		その他の財産⑲	
株式以外の有価証券⑩		預託金等⑳	
取得価額⑪		組合等に対する出資 信託に関する権利㉑	
特定有価証券※		無体財産権㉒	
匿名組合契約の出資の持分⑪		その他の財産（上記以外）㉓	
取得価額⑫		合計額㉔	
未決済信用取引等に係る権利⑬			
取得価額⑭			

備考 ※訂正等で再提出する場合はその旨ご記載ください。

税理士
署名押印
電話番号

通信日付印 確認印 異動年月日 整理番号
枚数 区分
A B C D E F G H I

(R2.1)

改正前

表1（国外財産調書合計表）

税務署長
年 月 日

平成 年 2 月 3 日分 国外財産調書合計表

住所
又は
事業所
事務所
等

個人番号
フリガナ
氏名
性別
職業
電話番号
（自宅・勤務先・携帯）
出生年月日
整理番号

提出用 平成二十八年十二月三十一日分以降用 ※特定有価証券等に該当する有価証券は①欄に記載し、⑤欄から⑨欄への記載は要しません。

財産の区分	価額又は取得価額	財産の区分	価額又は取得価額
土地①		未決済デリバティブ取引に係る権利⑫	
建物②		取得価額⑫	
山林③		貸付金⑬	
現金④		未収入金⑭	
預貯金⑤		書画骨とう美術工芸品⑮	
有価証券 上場株式⑥		貴金属類⑯	
取得価額⑦		動産⑰	
特定有価証券 非上場株式⑧		（⑰、⑱、⑳以外） 保険の契約に関する権利 株式に関する権利⑱	
取得価額⑨		その他の財産⑲	
株式以外の有価証券⑩		預託金等⑳	
取得価額⑪		組合等に対する出資 信託に関する権利㉑	
特定有価証券※		無体財産権㉒	
匿名組合契約の出資の持分⑪		その他の財産（上記以外）㉓	
取得価額⑫		合計額㉔	
未決済信用取引等に係る権利⑬			
取得価額⑭			

備考 ※訂正等で再提出する場合はその旨ご記載ください。

税理士
署名押印
電話番号

通信日付印 確認印 異動年月日 整理番号
枚数 区分
A B C D E F G H I

(R2.1)

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（国外財産調書及び財産債務調書関係）の取扱い

改 正 後

表 2（財産債務調書合計表）

税務署長 令和 年 12 月 31 日分 財産債務調書合計表

提出用 平成二十八年十二月三十一日分以降用 ※ 特定有価証券に該当する有価証券は⑨欄に記載し、⑩欄から⑭欄への記載は要しません。

住所 又は 事業所 所在地	個人番号	フリガナ	氏名	性別	職業	電話 番号 (自宅・勤務先・携帯)	国外財産調書の提出有	整理番号
住所 又は 事業所 所在地	個人番号	フリガナ	氏名	性別	職業	電話 番号 (自宅・勤務先・携帯)	国外財産調書の提出有	整理番号

財産の区分	財産の価額又は取得価額	財産の区分	財産の価額又は取得価額
土地 ①		書画骨とう美術工芸品 ⑮	
建物 ②		貴金属類 ⑯	
山林 ③		動産 ⑰	
現金 ④		（仮、債、債以外） 保険の契約に関する権利 ⑱	
預貯金 ⑤		株式に関する権利 ⑲	
有価証券 特定有価証券を除く		の預託金等 ⑳	
上場株式 ⑥		組合等に対する出資の権利 ㉑	
取得価額 ㉒		の信託に関する権利 ㉒	
非上場株式 ⑦		財 無体財産権 ㉓	
取得価額 ㉔		産 暗号資産 ㉔	
株式以外の有価証券 ⑧		その他の財産（上記以外） ㉕	
取得価額 ㉖		国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計額 ㉖	
特定有価証券※ ⑨		財産の価額の合計額 ㉗	
匿名組合契約の出資の持分 ㉘		国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計額 ㉘	
取得価額 ㉙		国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計額 ㉙	
未決済信用取引等に係る権利 ㉚		債務の区分 債務の金額	
取得価額 ㉛		借入金 ㉛	
未決済デリバティブ取引に係る権利 ㉜		未払金 ㉜	
取得価額 ㉝		その他の債務 ㉝	
貸付金 ⑬		債務の金額の合計額 ㉞	
未収入金 ⑭			

備考 ※訂正等で再提出する場合はその旨ご記載ください。

税理士署名押印 電話番号

整理番号

通信日付印 確認印 異動年月日 身元確認

枚数 区分

(R3.1)

改 正 前

表 2（財産債務調書合計表）

税務署長 平成 年 12 月 31 日分 財産債務調書合計表

提出用 平成二十八年十二月三十一日分以降用 ※ 特定有価証券に該当する有価証券は⑨欄に記載し、⑩欄から⑭欄への記載は要しません。

住所 又は 事業所 所在地	個人番号	フリガナ	氏名	性別	職業	電話 番号 (自宅・勤務先・携帯)	国外財産調書の提出有	整理番号
住所 又は 事業所 所在地	個人番号	フリガナ	氏名	性別	職業	電話 番号 (自宅・勤務先・携帯)	国外財産調書の提出有	整理番号

財産の区分	財産の価額又は取得価額	財産の区分	財産の価額又は取得価額
土地 ①		書画骨とう美術工芸品 ⑮	
建物 ②		貴金属類 ⑯	
山林 ③		動産 ⑰	
現金 ④		（仮、債、債以外） 保険の契約に関する権利 ⑱	
預貯金 ⑤		株式に関する権利 ⑲	
有価証券 特定有価証券を除く		の預託金等 ⑳	
上場株式 ⑥		組合等に対する出資の権利 ㉑	
取得価額 ㉒		の信託に関する権利 ㉒	
非上場株式 ⑦		財 無体財産権 ㉓	
取得価額 ㉔		産 仮想通貨 ㉔	
株式以外の有価証券 ⑧		その他の財産（上記以外） ㉕	
取得価額 ㉖		国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計額 ㉖	
特定有価証券※ ⑨		財産の価額の合計額 ㉗	
匿名組合契約の出資の持分 ㉘		国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計額 ㉘	
取得価額 ㉙		国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計額 ㉙	
未決済信用取引等に係る権利 ㉚		債務の区分 債務の金額	
取得価額 ㉛		借入金 ㉛	
未決済デリバティブ取引に係る権利 ㉜		未払金 ㉜	
取得価額 ㉝		その他の債務 ㉝	
貸付金 ⑬		債務の金額の合計額 ㉞	
未収入金 ⑭			

備考 ※訂正等で再提出する場合はその旨ご記載ください。

税理士署名押印 電話番号

整理番号

通信日付印 確認印 異動年月日 身元確認

枚数 区分

(R3.1)

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（国外財産調書及び財産債務調書関係）の取扱い

改 正 後	改 正 前
附則（平 30 課総 9－167） （経過取扱い） この法令解釈通達による改正後の表 1 及び表 2 の取扱いは、<u>令和 2 年 1 月 1 日以後に提出する国外財産調書及び財産債務調書について適用し、同日前に提出した国外財産調書及び財産債務調書については、なお従前の例による。</u> <u>附則（令 2 課総 9－91）</u> <u>（経過取扱い）</u> <u>この法令解釈通達による改正後の 6－4 から 6－8 まで及び 6 の 3－4 から 6 の 3－5 までの取扱いは、令和 2 年分以後の所得税又は令和 2 年 4 月 1 日以後に相続若しくは遺贈により取得した財産に係る相続税について適用し、令和元年分以前の所得税又は同日前に相続若しくは遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。</u>	附則（平 30 課総 9－167） （経過取扱い） この法令解釈通達による改正後の表 1 及び表 2 の取扱いは、<u>平成 32 年 1 月 1 日以後に提出する国外財産調書及び財産債務調書について適用し、同日前に提出した国外財産調書及び財産債務調書については、なお従前の例による。</u> <u>（新 設）</u>